

人材銀行事業 民間競争入札実施要項

1 人材銀行事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき人材銀行事業の質

(1) 人材銀行の概要等

人材銀行は、管理的職業、専門的・技術的職業に係る求人と求職に特化した自己完結型の無料の職業紹介を行う公共職業安定所（以下「安定所」という。）の機関であり、全国に12カ所設置されている。

このうち3カ所（東京人材銀行、神奈川人材銀行及び福岡人材銀行）について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条及び第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、平成19年度から、公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）に委託する。

委託を受けることとなった一の民間事業者は、国が人材銀行のために整備する施設及び物品（什器等）を使用して、一の人材銀行の運営を一括して受託するとともに、運営期間中に人材銀行を利用した者の満足度等の調査を受託する。

(2) 取扱範囲

① 求人及び求職の対象範囲

原則として年齢40歳以上の管理的職業、専門的・技術的職業を対象とする求人及び求職について取り扱うものとする。

なお、管理的職業、専門的・技術的職業とは、労働省（現厚生労働省）編職業分類（平成11年改訂）における「A 専門的・技術的職業」及び「B 管理的職業」に分類される職業とする。

② 求人及び求職の有効期間

求人及び求職の有効期間は、申込日の属する月を含めて6カ月となる月の末日まで（最長6カ月間）とする。

なお、求人者及び求職者の希望により更新することを妨げない。

③ 取扱地域

人材銀行が取り扱う地域は、当該人材銀行を管轄する安定所の管轄区域と同一とするが、当該地域以外の求人及び求職であっても当該人材銀行を利用することが便利な場合は、これを受け付けることができる。

(3) 事業内容等

① 業務内容

人材銀行は以下の業務を行うものとする。

イ 求人及び求職の受付等

民間事業者は、職業紹介の対象とする求人及び求職について、人材銀行におい

て、これを受け付けるものとする。受け付けた求人及び求職については、人材銀行を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）に人材銀行システムを活用して連絡し、管轄安定所において内容を確認した上で管轄安定所がこれを受理し、人材銀行へ速やかに返戻する。

求人の受付に当たって、その申込みの内容となる労働時間、賃金、労働保険・社会保険の加入の有無等の労働条件、その他募集年齢等の求人条件等が関係法令に違反していることに気が付いたときは、人材銀行窓口において補正について助言する。求人者が人材銀行における補正に従わない場合は、一旦受け付けた上で、管轄安定所に当該求人について連絡し、管轄安定所から当該事業主に対し指導を行い、補正に応じた場合にこれを受理する。

求職の受付に当たっては、人材銀行窓口において受け付けた上で、これを管轄安定所において受理するが、特段の事情がない限り、人材銀行窓口において受け付けた段階で、これを受理したものとみなす。

受理された求人及び求職については、求人者及び求職者の希望に応じて人材銀行内において公開する。また、同様に希望に応じて、人材銀行が有するホームページにおいて公開することができる。

なお、人材銀行への求人及び求職の申込みは、原則として人材銀行に直接来所して行うものとする。

注 管轄安定所への求人及び求職の連絡は、国が整備する「人材銀行システム」を使用して行う。「人材銀行システム」は、求人及び求職の受付・受理、管轄安定所との連絡、求人及び求職の公開、紹介状の発行機能等を有するシステムである。

ロ 職業相談

求人者に対しては、必要な人材に係る求人者のニーズの詳細な把握を行うとともに、求職者に係る情報提供を行い、その選定方法等について助言を行う。

求職者に対しては、過去の職歴等を踏まえ、求職者が自己の有する能力を的確に評価し、適職、求職条件等を適切に決定できるよう必要な相談を行うとともに、求人者の求める人材等求人に関する各種情報を提供する。

ハ 職業紹介

求人者が求職者を選定した場合、求職者に対し選定した求人者の求人内容、事業内容等について説明するとともに、求人者との面接を希望する求職者について紹介を行う。

求職者が求人を選定した場合、求人者に対し選定した求職者の職業経歴、専門的な知識・技術の内容等について説明するとともに、求職者との面接を希望する求人者について紹介を行う。

また、受理した求人又は求職の中から、人材銀行自らが適切な求職又は求人

選定し紹介を行う。

ニ 上記に付随する業務等

民間事業者は、上記に付随する業務として、次の業務を行うとともに、その他民間事業者の創意工夫により、人材銀行事業を実施する。

(イ) 求人の開拓

(ロ) 未充足となっている求人、未就職となっている求職者についてのフォローアップ

(ハ) 採否の確認

(ニ) 業務統計の管理

(ホ) 人材銀行の周知・広報

(ヘ) 管轄安定所との連絡・連携

② 民間事業者に対する安定所の求人情報の提供

安定所は、民間事業者に対し、毎週、ハローワークインターネットサービスにおいてすべての閲覧者が閲覧可能としている求人情報を、電子媒体により提供する。

民間事業者は、提供された求人情報のうち人材銀行の取扱範囲内にある求人について、求職者の就職促進を目的として活用することができる。

ただし、この場合、民間事業者は、当該求人提出事業所から改めて人材銀行に対して求人の申込を受けておかなければならない。

③ 民間事業者の求人及び求職の取扱

民間事業者の他の民営職業紹介事業所において受理した求人又は求職情報を活用する場合は、当該求人提出事業者又は求職者から改めて人材銀行に対して求人又は求職の申込を受けておかなければならない。

④ 支援提供の日時

支援提供の日及び時間帯は、施設の管理者等との関係で許容される範囲内で、柔軟に設定できるものとする。

⑤ 人材銀行を利用した者の満足度等の調査

人材銀行を利用した求人者及び求職者に対して、求人が充足した時点若しくは就職した時点又は求人及び求職の有効期間満了時点（受託の最終年度においては、当該年度末時点）において、人材銀行に関する満足度等を確認するため、郵送による調査を行う。

当該調査は民間事業者が行うこととし、必要な回答の督促、記載漏れの補充等について求め、各時点の翌月末までに完了する。

なお、民間事業者は当該調査を円滑に実施するために、都道府県労働局と調整の上、当該労働局又は安定所名の協力依頼文を同封することができる。

調査票は別途定めるものとする。

⑥ 事業実施に当たっての留意点

イ 求人者及び求職者は、自らの意思により人材銀行以外の民間の事業（民間事業者が人材銀行以外の事業所で行うものを含む。）を利用することを妨げられない。

ロ 人材銀行事業の内容には、民間事業者が行う人材銀行以外の事業を利用させることを含めてはならない。

ハ 求人者又は求職者との相談の過程で、民間の事業について情報提供することは差し支えないが、他の事業者が運営するものと自らが運営するものとを公平に取り扱うよう努めること。

なお、求人者又は求職者に民間の事業に関する情報を提供するに当たっては、

(イ) 人材銀行事業のメニューとは関係がないものであること

(ロ) 有料のサービスが含まれていること

(ハ) 利用の判断はあくまでも求人者又は求職者自らの責任と判断で行うものであること

を明確に示すものとする。

ニ 職業紹介事業を行うに当たり、以下のすべての条件を満たさなければならない。

(イ) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可を得たものであって、人材銀行内に事業所を設置することについて職業安定法第32条の7第1項に基づき必要な届出等の手続がなされるものであること。

(ロ) 職業安定法第32条の3第1項第2号に基づき、国からの委託費を盛り込んだ手数料表の届出がなされるものであること。

(ハ) 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲について職業安定法第32条の12第1項に基づく届出がなされるものであること。

(ニ) 職業紹介に当たり国以外から料金等を徴収しないものであること。

⑦ 国との連絡、調整

民間事業者と管轄安定所は、それぞれ担当者を定め、円滑な業務の実施に必要な調整を図る。

(4) 確保されるべき人材銀行事業の質

① これまで国が実施してきた人材銀行事業の実績を踏まえ、確保されるべき人材銀行事業の質は、単年度における就職率（新規求職者数に占める②の就職件数の割合）15%以上とする。

② 事業の質の評価の対象となる就職は、民間事業者が運営する人材銀行の職業紹介により、雇用保険被保険者資格（短時間労働被保険者を含む一般被保険者に限る。以下同じ。）を取得したもの（翌年度の7月末日までに取得が確認できたものに限る。）とする。

ただし、民間事業者が自ら雇用した場合を除く。

- ③ 単年度における就職率が、15%以上である場合は、民間事業者に対し、当該割合を超える分の就職者1人につき2万円の就職促進費に100分の105を乗じた額を支払うものとする。

なお、当該就職促進費の支払いに当たっては別途上限額を設けるものとする。

2 実施期間

人材銀行事業の実施期間は、平成19年4月1日から平成22年3月末日までとし、利用者の満足度等の調査については、平成22年4月末日までとする。

3 入札参加資格

- (1) 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
- ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 平成16・17・18年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者であり、かつ、職業紹介事業に係る実績を3年以上有するものであること。
- (5) 過去5年間において職業安定法若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (6) 労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札時において、直近2年間の保険料の未納がないこと）。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく一般事業主に係る雇用率（1.8%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用し

ていること（常用労働者数が300人を超える事業主に限る。）。

4 入札に参加する者の募集

(1) 入札に係るスケジュール

① 入札公告 平成18年12月中旬

入札公告後、入札に参加しようとする者等からの実施要項等に係る疑義については、書面で受け付けることとし、回答については、軽微なものを除き公表する。

② 入札説明会 平成18年12月下旬

委託事業を実施する労働局において、入札説明会を開催するとともに、施設の見学を希望する者に対する現場説明会を開催する。

③ 入札書提出期限 平成19年1月下旬

下記(2)①の提出書類（部数は別途定める。）を、委託事業を実施する労働局に持参又は郵送により提出する。

④ 開札 平成19年2月下旬

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

ニ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 契約の締結

落札者の決定後速やかに、委託事業を実施する労働局と当該落札者との間で別途定める契約書案に基づく契約を締結するとともに、平成19年4月1日の事業開始に向けた事務の引き継ぎ等に係る調整を開始する。

(2) 入札実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の

質等に関する評価を受けるため、次の事項を記載する。

イ 人材銀行が取り扱う管理的職業、専門的・技術的職業（以下「専門的職業等」という。）に係る労働市場に関する認識

人材銀行設置地域の経済動向、当該地域の専門的職業等に係る業況及び雇用失業情勢等

ロ 労働市場を踏まえた専門的職業等に係る職業紹介等の方法

求人者及び求職者に対する具体的なサービスの内容及び提供方法、職業紹介の方法並びに就職者の賃金水準の変化、満足度、職場への定着状況等（以下「雇用の質」という。）を改善するための取組み等

ハ 事業目標

事業実施期間内の各単年度における事業目標（就職率の具体的目標値）

ニ 実施体制

(イ) 組織体制

事業全体を管理する者、職業紹介を直接担当する者及びその他の事業従事者の経歴、資格・経験、雇用形態等、事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な兼務内容等

(ロ) 運営管理

法令の遵守（均等待遇、労働条件の明示、求職者等の個人情報取扱い、秘密の保持等）、進行管理（自己評価及びその結果に基づく改善、苦情処理）等

(ハ) 実績

委託事業を適切に実施するに十分な民間事業者における実績（職業紹介に関する実績、主要取引先等を含む。）

(ニ) 再委託

一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者にも再委託する場合には、当該一の民間事業者と当該再委託先との間で委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法

ホ 事業全体の整合性等

イからニまでの事項（これらに該当しない事項で記載すべきものがある場合は、本項において併せて記載する。）の事業全体としての整合性を確保するための方法等

③ 企画書の添付資料の内容

企画書の添付資料は、次のとおりとする。

この場合において、一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者にも再委託する

ときは、ロの民間事業者に関する資料については、当該一の民間事業者に関する資料のほか、当該他の事業者に関する資料（当該他の事業者が職業紹介を実施しない場合にあつては、有料職業紹介事業の許可に関する資料を除く。）も添付するものとする。

イ 企画書の内容の要約に関する資料

別に定める様式により、企画書の要約版を作成すること。

ロ 民間事業者に関する資料

(イ) 民間事業者の概要に関する資料

(ロ) 有料職業紹介事業の許可に関する資料

民間競争入札が行われる労働局管内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近3年度分（有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料職業紹介事業報告書の写及び有料職業紹介事業報告書の活動状況（国内）の全事業所分の合計。

なお、これらに替えて、全事業所分の直近3年度分（有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料職業紹介事業報告書の写とすることも可とする。

(ハ) 平成16・17・18年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であることを証明する書類。

(ニ) 労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険に係る保険料の直近2年間の領収証書等の写。

(ホ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書の写及び当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者（いずれも常用労働者に限る。）の雇用状況が明らかになる書類（常用労働者数が300人を超える事業主に限る。）。

(ヘ) 法令の遵守に関する申出書

④ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び企画書は無効とする。

⑤ 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

⑥ 代理人による入札

イ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで別途定める様式による代理委任状を提出しなければならない。

ロ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 人材銀行事業を実施する者を決定するための評価の基準

人材銀行事業を実施する者(以下この項において「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、厚生労働省に設置する評価委員会において行うものとする。

(1) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、人材銀行事業の目的に沿った実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について行う。

① 必須項目審査

人材銀行事業の目的及び業務内容に照らし、次の各項目について、目的に沿ったものであるか、また、実行可能かを審査する。

イ 労働市場に関する認識について

ロ 職業紹介等の方法(具体的なサービス内容・提供方法、雇用の質を改善するための方法等)について

ハ 事業目標について

ニ 実施体制(事業全体を管理する者、職業紹介を直接担当する者の経歴、資格・経験等)について

ホ 事業全体の整合性等(事業の継続性が見込まれるか否かを含む。)について

以上、全ての項目が目的に沿った実行可能なものである場合、基礎点(480点)を与え、一つでも欠ける場合は不合格とする。

② 加点項目審査

人材銀行事業の目的及び業務内容に照らし、次の各項目について、その効果が期待されるかを審査する。加点項目の審査では、評価委員会の各委員(6人)が、各項目ごとに、その内容に応じ0点から4点を付与(1点、2点、3点及び4点は各項目につきそれぞれ1事業者のみに付与)する。

イ 労働市場に関する認識について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ロ 職業紹介等の方法(具体的なサービス内容・提供方法、雇用の質を改善するた

めの方法等) について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ハ 事業目標について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ニ 実施体制(事業全体を管理する者、職業紹介を直接担当する者の経歴、資格・経験等) について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ホ 事業全体の整合性等について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

以上の方法により、イ、ハ及びホの各加点項目については、2.0の加重を持たせ、その内容に応じ0点から48点を与え、ロの加点項目については、6.0の加重を持たせ、0点から144点を与え、ニの加点項目については、8.0の加重を持たせ、0点から192点を付与する。

(2) 落札者の決定

① 必須項目審査により得られた基礎点(480点)と加点項目審査により得られた加算点(最高480点)の合計点を入札価格(予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除して得られた値が最も高い者を落札者として決定する。

ただし、当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、当該おそれがあると認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札者から落札者を決定する。

イ 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等)

ロ 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等)

ハ 当該契約期間中における他の契約請負状況

ニ 手持機械その他固定資産の状況

ホ 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

ヘ 経営状況

ト 信用状況

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概

要について公表するものとする。

- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、国が自ら当該人材銀行事業を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告することとする。

6 人材銀行事業の実施状況に関する情報の開示

- (1) 人材銀行事業の従来の実施に要した経費
別紙1のとおり。
- (2) 人材銀行事業の従来の実施に要した人員
別紙2のとおり。
- (3) 人材銀行事業の従来の実施に要した施設及び設備
別紙3のとおり。
- (4) 人材銀行事業の従来の実施における目的の達成の程度（実績）
別紙4のとおり。
- (5) 従来の実施方法
別紙5のとおり。

7 民間事業者に使用させることができる国有財産

- (1) 人材銀行事業を運営するために必要となる場所については国が用意し、これに係る土地及び建物の借料、人材銀行システムに係る借料及び保守料並びに清掃費を除く共益費については、国が負担する。
- (2) 人材銀行に設置されている物品については、平成22年3月末日に人材銀行事業の実施を終了するまでの間、国との契約に基づく人材銀行事業を実施する場合に限り、民間事業者は、自由に利用することができる。
- (3) 民間事業者は、平成22年3月末日までに、または、それより前に委託事業を中止する場合には、中止する日の属する月の月末までに、国の立会いの下で、別途作成する「物品一覧表」に記載された物品の有無及び故障の有無を報告し、承認を得なければならない。
- (4) 前項の物品について欠品、破損、故障等が生じた場合には、国との契約による人材銀行の運営を終了する日の属する月の翌月の月末又は、それより前に委託事業を中止する場合には中止する日の属する月の翌月の月末までに、民間事業者の負担により購入あるいは修理を終了しておかななければならない。

(5) 民間事業者は、施設の管理者等との関係で許容される範囲内に限り、建物の内装等の変更を行うことができる。この場合、民間事業者が建物の使用を終了又は中止したときには、直ちに使用前の状況に復帰させ、管理者等及び国の確認を受けなければならない。

8 民間事業者が人材銀行事業を実施する場合において適用される法令の特例

人材銀行事業を実施する民間事業者が当該人材銀行において職業紹介事業を行う場合において、当該職業紹介事業に関し国以外から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第32条の11の規定は適用しない（法第32条第2項）。

9 民間事業者が人材銀行事業を実施するに当たり厚生労働大臣に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の人材銀行事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

① 調査等

イ 民間事業者は、委託事業開始日から起算して1ヶ月を経過するごとに、経過の日から1ヶ月以内に、委託事業の実施状況を国に報告しなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から3ヶ月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びに人材銀行事業の実施に要した経費に関する報告書を国に提出しなければならない。

ハ 国は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、人材銀行事業の状況に関し必要な報告を求め、又は人材銀行に立ち入り、人材銀行事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

ニ 国は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

② 指示

イ 国は、民間事業者による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

ロ 人材銀行の求人者及び求職者に対するサービス提供の第一義的な責任は、国に帰属するものであることから、国は、民間事業者に対し、業務運営上必要がある場合に個別の求人者及び求職者に係るサービス提供状況、個人情報等を提出するよう求めることができる。

(2) 秘密の保持等

① 個人情報の取扱等

イ 民間事業者は、求人者及び求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

ただし、求人者及び求職者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

ロ 民間事業者は、求人者及び求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

② 秘密の保持

民間事業者、民間事業者の役員・従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者は人材銀行事業の実施に関して知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 事業従事者に係る取扱

人材銀行事業の運営に当たっては、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を踏まえ、事業を適正かつ確実に実施できる体制として必要な数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない。

また、人材銀行事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 委託事業の開始、中止及び終了

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に委託事業を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。なお、民間事業者の責に帰すことのできない事由により委託事業を中止する場合には、国は、事業開始から当該中止の日までの日割計算による委託費を支給するものとする。

② 公正な取扱

イ 民間事業者は、サービスの提供について、求人者又は求職者を合理的な理由な

く区別してはならない。

ロ 民間事業者は、人材銀行事業における求人者及び求職者の取扱について、人材銀行以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、人材銀行事業において、金品等（事業を進めるために必要な物品として求人者又は求職者に給付されるものを除く。）を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 人材銀行の名称

民間事業者が行う人材銀行事業により設置される人材銀行の名称は、「〇〇人材銀行（△△△受託□□労働局委託事業）」とする。

⑤ 宣伝行為の禁止

イ 民間事業者及びその事業に従事する者は、上記④の名称又はそれと誤認される名称（「ハローワーク」等）を用い、人材銀行事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が人材銀行事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ 民間事業者は、人材銀行において、人材銀行以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑥ 国との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、人材銀行において、国以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑦ 求人及び求職情報の活用の禁止

民間事業者は、人材銀行において受理した求人及び求職情報について、自らが運営する民営職業紹介事業所において活用してはならない（自らが運営する民営職業紹介事業所において受理していた求人、求職を除く。）。

⑧ 記録

民間事業者は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑨ 帳簿、書類等

民間事業者は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑩ 権利の譲渡

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑪ 手数料又は報酬の徴収等

イ 民間事業者は、委託事業を実施するに当たっては、求人者又は求職者のいずれからも手数料又は報酬を徴収してはならない。

ロ 民間事業者は、委託事業を実施するに当たっては、求人者又は求職者に対し、委託事業の内容を構成しない商品その他サービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

⑫ 権利義務の帰属

イ 委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

⑬ 再委託

イ 委託事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

ロ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、民間事業者は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載するものとする。

ハ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で国の承認を得るものとする。

ニ 上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、民間事業者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国との契約によらない自らの事業の禁止、求人及び求職情報の活用の禁止、手数料又は報酬の徴収等及び権利義務の帰属については再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑭ 委託契約の解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約は、次のいずれかに該当することとなった時点において解除することとする。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

ロ 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなく

なったとき

- ハ 職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可の取消しを受けたとき又は許可の有効期間が満了したとき
- ニ 法第20条第1項の契約に従って人材銀行事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- ホ ニに掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があつたとき
- ヘ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ト 法令又は契約に基づく指示に違反したとき
- チ 民間事業者又はその職員その他の人材銀行事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、人材銀行事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- リ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ヌ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑮ 委託費の返還

- イ 上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、国は民間事業者に対し、委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、その額につき年100分の5の割合で、委託費の支給の日から委託費の返還の日までの日数により計算した延滞金の納付を求めることができる。
- ロ 民間事業者は、委託費の過誤払いがあつたときは、それを返還しなければならない。

⑯ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と民間事業者とが協議する。

10 民間事業者が人材銀行事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、国が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、国の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が国の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

11 人材銀行事業に係る評価に関する事項

(1) 人材銀行事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、人材銀行事業の実施状況については、平成21年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者及び国がそれぞれ運営する人材銀行の実施状況について、当該各人材銀行を管轄する安定所において取りまとめ、都道府県労働局を經由して厚生労働本省あて報告するものとする。

なお、上記1(3)⑤に基づく民間事業者が行う調査の報告は、安定所を通じて行うものとする。

また、下記(3)の就職に係る雇用保険被保険者資格の取得の事実確認は安定所が行う。

(3) 調査項目

上記調査期間における各人材銀行に係る次の項目について把握する。

- ① 就職件数、就職率
- ② 求人充足数、求人充足率
- ③ 求職者の希望する雇用形態及び就職後の雇用形態
- ④ 就職後の賃金水準の変化
- ⑤ 再就職先に対する満足度
- ⑥ 再就職先での定着状況
- ⑦ 人材銀行の各サービスに係る利用者の満足度
- ⑧ 事業の運営に要した経費

(4) 上記調査を行うに当たり、人材銀行事業を実施する民間事業者及び国は、事業の実績及び実際の運営に要した経費を記録、集計する。

(5) 上記(3)の調査項目について、人材銀行事業を実施する民間事業者と国との比較を行うこととし、評価方法については、雇用失業情勢の違い等各地域の差にも配慮しつつ、厚生労働省に設置する評価委員会において検討を行う。

12 その他人材銀行事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記9の(1)①イの報告等を踏まえ、安定所において雇用保険被保険者資格取得の有無等の確認を行った上で、厚生労働省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度毎に

監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国の監督体制

イ 本委託事業の契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

ロ 本委託事業の実施状況に係る監督は、上記9の(1)①ハにより行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

イ 本委託事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
①	人材銀行事業(東京)				
	人件費	常勤職員	83,544	91,296	48,408
		非常勤職員	49,669	52,067	34,000
	物件費		19,965	14,821	8,296
	委託費等	委託費定額部分	4,653	7,307	2,802
		成功報酬等	—	—	—
		旅費その他	28	83	39
計(a)		157,859	165,574	93,545	
参考値	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		7,061	7,192	4,119
(b)	間接部門費		5,639	6,359	4,164
(a)+(b)		170,559	179,125	101,828	
②	人材銀行事業(神奈川)				
	人件費	常勤職員	24,375	25,155	18,906
		非常勤職員	23,914	23,292	25,555
	物件費		4,052	2,896	2,838
	委託費等	委託費定額部分	1,186	1,178	1,178
		成功報酬等	—	—	—
		旅費その他	13	8	15
計(a)		53,540	52,529	48,492	
参考値	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		1,962	1,962	1,308
(b)	間接部門費		1,022	927	1,379
(a)+(b)		56,524	55,418	51,179	
③	人材銀行事業(福岡)				
	人件費	常勤職員	32,950	34,895	25,581
		非常勤職員	19,969	17,950	5,991
	物件費		2,735	2,508	2,556
	委託費等	委託費定額部分	1,595	1,536	1,586
		成功報酬等	—	—	—
		旅費その他	365	381	57
計(a)		57,614	57,270	35,771	
参考値	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		2,615	2,615	1,962
(b)	間接部門費		2,610	2,422	1,239
(a)+(b)		62,839	62,307	38,972	

(注記事項)

1. 各費目の内容は以下のとおりです。

人件費:職員給与、国家公務員共済組合負担金、非常勤職員手当、社会保険料、労働保険料、児童手当拠出金、介護保険料

物件費:通信運搬費、光熱水料、消耗品費、新聞図書費、借料及び損料、修繕費

委託費等:委託費、職員旅費

2. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

②退職給付費用

厚生労働省全体の退職給付費用を当該省内総職員数で除した数に人材銀行事業に従事した常勤職員数を乗ずることにより算出しています。

③間接部門費

管轄安定所の庶務、経理係において当該間接業務に従事する者の人件費を業務従事時間で按分するとともに、労働局の総務部総務課の会計、人事係において当該間接業務に関係する者の人件費を事業に従事する人員数に基づき配賦する方法により算出しています。

3. 施設の賃料、共益費、物品の購入費並びに人材銀行システムに係る借料及び保守料等の入札の対象とならない経費は除いています。

4. 委託費については施設の清掃に係るものです。

5. 特定年度における一時的経費等留意すべき点については、以下のとおりです。

① 東京の経費について、上記のほか、レイアウト変更に伴う一時的経費として、平成15年度において3,242千円、平成16年度において23千円、平成17年度において13,223千円が発生しています。

② 福岡の経費について、上記のほか、レイアウト変更に伴う一時的経費として、平成15年度において251千円、平成17年度において4,557千円が発生しています。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
① 人材銀行事業(東京)			
常勤職員	10.8	11	6.3
非常勤職員	21	22	14.3
② 人材銀行事業(神奈川)			
常勤職員	3	3	2
非常勤職員	13.8	12.7	14.7
③ 人材銀行事業(福岡)			
常勤職員	4	4	3
非常勤職員	13	12	4
(業務従事者に求められる知識・経験等) ・企業の経営管理、人事労務管理又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有すること ・各労働局管内の商工・労働分野について深い関心と理解を有すること 等			
(業務の繁閑の状況とその対応) 業務の繁閑については、雇用失業情勢に影響されるところが大きいです、通常、通年での繁閑差はあまりありません。			
(注記事項) 1. 委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者(委託事業を実施する部門において対象業務に従事する人員)の人数を記載しています。 2. 表中の「非常勤職員」については、求人・求職者に対する職業相談・紹介等に従事する雇用期間に定めのある職員と、日々雇用により帳票の整理・パソコン入力作業等補助的業務に月15日程度従事する者(賃金職員)が含まれます。 3. 通年で配置されていない人員については、配置期間に応じた換算人数(例えば、6ヵ月配置された者は0.5人)で計上しています。 4. 平成18年度における人員の配置数を参考に示すと以下のとおりです。 ・東京:常勤職員3人、非常勤職員14人、賃金職員7人 ・神奈川:常勤職員2人、非常勤職員6人、賃金職員2人 ・福岡:常勤職員2人、非常勤職員4人、賃金職員1人			

3 従来の実施に要した施設及び設備

人材銀行事業(東京)

施設: 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階(517. 70㎡)

設備: (PC関係)サーバー、パソコン[管理等端末、求職情報検索端末、求人情報検索端末、窓口用検索端末]、プリンタ、スキャナ (机・椅子類)机、椅子、テーブル、長椅子、受付カウンター、筆記台 (書棚・ロッカー類)キャビネット、ロッカー(電子・電話関係)電話機、コピー・FAX複合機 (その他事務用品類)ボイスコール、コピー機、印刷機、シュレッダー、掲示板

人材銀行事業(神奈川)

施設: 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル17階(272. 96㎡)

設備: (PC関係)サーバー、パソコン、閲覧用端末、管理用端末、プリンタ、スキャナ (机・椅子類)机、椅子、テーブル、記載台 (書棚・ロッカー類)書棚、パンフレット台 (電子・電話関係)電話機、FAX (映写機・スクリーン・AV機器類)テレビ (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー、ホワイトボード

人材銀行事業(福岡)

施設: 福岡県福岡市中央区天神2-8-49福岡富士ビル5階(150. 50㎡)

設備: (PC関係)サーバー、パソコン、プリンタ (机・椅子類)机、椅子、テーブル、カウンター (書棚・ロッカー類)書庫、保管庫、ラック (電子・電話関係)電話機、FAX (映写機・スクリーン・AV機器類)テレビ、ビデオ (その他事務用品類)コピー機

(注記事項)

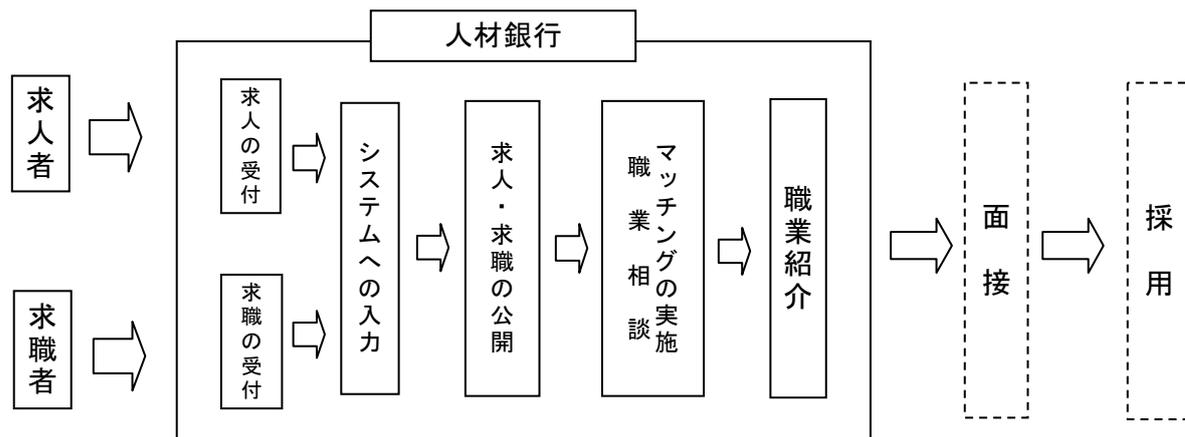
上記に記載された施設及び設備は、受託事業者が無償で使用できるものです。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
① 人材銀行事業(東京)						
新規求職者数(人)	—	18,009	—	14,516	—	13,174
新規求人数(人)	—	16,716	—	21,373	—	21,708
就職件数(件)	—	2,315	—	2,147	—	2,109
就職率(%)	—	12.9	—	14.8	—	16.0
就職1件当たりの経費(千円)	—	68.2	—	77.1	—	44.4
② 人材銀行事業(神奈川)						
新規求職者数(人)	—	5,647	—	4,093	—	3,450
新規求人数(人)	—	6,769	—	7,823	—	8,300
就職件数(件)	—	431	—	435	—	442
就職率(%)	—	7.6	—	10.6	—	12.8
就職1件当たりの経費(千円)	—	124.2	—	120.8	—	109.7
③ 人材銀行事業(福岡)						
新規求職者数(人)	—	3,116	—	2,676	—	2,137
新規求人数(人)	—	2,677	—	3,278	—	2,967
就職件数(件)	—	353	—	291	—	213
就職率(%)	—	11.3	—	10.9	—	10.0
就職1件当たりの経費(千円)	—	163.2	—	196.8	—	167.9
(注記事項)						
1. (指標): 上記の各指標については、当事業において確保されるべき事業の質が「就職率15%以上」であることを踏まえ選定しています。						
2. (目標・計画欄): 平成17年度以前は当事業における目標値は設定していません。						
3. (実績):						
(1)就職については、雇用保険被保険者資格を取得していないものも含まれます。						
(2)就職1件当たりの経費として、人件費、物件費、委託費等の合計額を就職件数の実績で除したものを参考に掲載しています。						

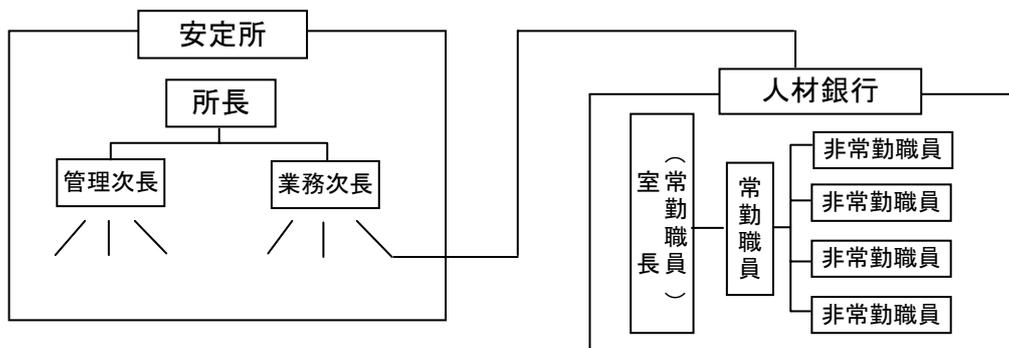
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図)



※ 求人・求職の有効期間 6カ月

組織図(国実施:一般的なもの)



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

人材銀行事業に従事する者は、次の専門的知識等を有するものが含まれることが望ましい。

- ① 企業の経営管理、人事労務管理又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者
- ② 管内の商工・労働分野について深い関心と理解を有する者

(注記事項)